

答申第 720 号

令和元年 5 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 常 岡 孝 好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 4 月 13 日付けで諮問された特定会議参加根拠文書等一部非公開の件（諮問第 810 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 実施機関が、次のア及びイに掲げる文書のうち、平成29年7月20日及び同年11月27日に開催された特定打合せ議事要旨の一部を非公開としたことは妥当である。

ア 平成29年5月18日に開催された同年度特定協議会総会次第及び同総会に提出された第3号議案

イ 平成29年5月26日、同年6月2日、同年7月20日、同年9月1日及び同年11月27日に開催された特定打合せの議事要旨

(2) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、前記(1)ア及びイに掲げるものを特定したことは妥当であるが、前記(1)アに掲げる総会の議事録に関する文書、同総会の会議資料である同総会の出席者名簿及び座席表、同総会における提出議題（第3号議案を除く。）並びに特定協議会の傍聴要領、委員名簿及び会則並びに前記(1)イに掲げる議事要旨に添付されている当該特定打合せの打合せ資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年2月15日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成29年5月26日、同年6月2日、同年7月20日、同年9月1日及び同年11月27日に特定事務所において開催された打合せ（以下「本件特定打合せ」と総称する。）に関し、実施機関がこれらの打合せに出席した根拠となる文書（以下「本件根拠文書」という。）及びこれらの打合せに係る記録（以下「本件打合せ記録」という。）（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月1日付けで、平成29年5月18日に開催された平成29年度特定協議会総会（以下「特定総会」という。）の次第（以下「次第」という。）及び同総会に提出された議題のうち、第3号議案（以下「第3号議案」という。）並びに本件特定打合せの議事要旨

を対象文書として特定の上、本件特定打合せの議事要旨のうち、同年7月20日及び同年11月27日に開催された特定打合せに係るもの（以下「平成29年7月及び11月打合せ議事要旨」という。）に記載された特定企業Aの担当者名（支店長である者のものを除く。）を、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成30年3月6日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第19条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

ア 本件特定打合せに実施機関が出席した根拠となる本件根拠文書が公開されていない。

イ 平成18年4月及び同年7月に、知事が特定企業Bを訪問しているが、その際に、同企業から知事に対して、特定のまちづくりについて要請がなされている。そのため、当該要請に係る文書（以下「本件要請文書」という。）が本件根拠文書に該当する。

ウ 実施機関は、平成19年1月31日付けで、特定企業Bと確認書（以下「本件確認書」という。）を取り交わしており、かかる文書こそ、実施機関が特定のまちづくりにかかわっている最大の根拠であることから、本件根拠文書に該当する。

(2) その他

ア 第3号議案には、特定協議会が特定検討業務に協力する旨記載されているが、本件特定打合せの議事要旨には、かかる記載がないため、特定協議会が同業務に協力する旨の記載がある文書を特定の上、公開すべきである。

イ 平成19年2月19日に行われた特定協議において、実施機関の職員が特定

事業に積極的にかかわる旨発言しているが、これは非常に重い発言であり、かかる発言に関する文書の保存期間を5年とすることは、業務を遂行する上で問題がある。

ウ 本件特定打合せについて、その開催回数と実施機関の出席者数が多すぎることに疑問がある。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

平成29年7月及び11月打合せ議事要旨に記載された特定打合せに出席していた特定企業Aの担当者名（支店長である者のものを除く。）は、条例第5条第1号本文に規定された「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。また、同担当者は、取締役等の登記簿に掲載される役職者ではなく、その名前がホームページに掲載される等、公になっている情報でもないため、かかる情報は同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

(2) 本件対象文書の特定について

ア 本件根拠文書

(ア) 特定総会に係る文書

平成29年5月18日に特定総会が開催され、この中で第3号議案が審議されているところ、同議案は、「実施機関が特定2市において実施する特定検討業務に協力すること」をその内容としており、同総会において承認されたことから、実施機関はこれに基づき、同業務に関する打合せを行う本件特定打合せに出席したものである。このため、実施機関は、同総会に係る文書のうち、次第及び第3号議案を、実施機関が本件特定打合せに出席する根拠が記載されているものと判断し、本件根拠文書として特定したものである。

なお、同総会に係る文書のうち、次第及び第3号議案以外の文書（以下「その他総会資料」と総称する。）は、実施機関が特定打合せ

に出席する根拠とは関係のない内容であることから、本件根拠文書として特定しなかったものである。

(イ) 特定打合せの起案文書等

実施機関においては、通常、意思決定を伴わない軽易な打合せについては、事前に打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成せず、当該打合せに参加することについて、起案文書を作成しての伺いを立てないこともある。

本件特定打合せにあつては、その主催者から開催に当たっての通知は送付されなかったことから開催通知は取得していない。また、実施機関は助言者としての立場で出席していること、さらに本件特定打合せは、意思決定を伴わない軽易な打合せであったことから、出席に当たり、起案文書等の作成も行っていないものである。

イ 審査請求人が本件根拠文書として特定すべきとする文書

(ア) 審査請求人が本件根拠文書として特定すべきとする本件要請文書及び本件確認書は、作成又は取得していないものであるが、仮に、実施機関が過去にこれらの文書を作成又は取得していたとすれば、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表において、もっとも関連性の高い個別フォルダの「特定地区の都市づくり」に分類され、同条第9条第2項の規定に基づき、保存期間を5年と定めて保存及び管理されていたものと考えられる。

(イ) 保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき、神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。

また、条例第3条第1項第2号の規定により、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる行政文書には該当しないとされている。

よって、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該

当性を欠くことにより、文書不存在となるものである。

(ウ) 以上から、本件根拠文書に該当する可能性のある文書について、仮に実施機関が作成又は取得していたとすれば、平成23年度までに処理済みとなったこれらの文書は、5年間実施機関において保存された後、平成29年度までに保存期間を満了し、公文書館に引き渡されるのが規則に従った処理であると認められる。そして、前記(イ)のとおり、公文書館に引き渡された文書については、選別の上、歴史資料として保存され行政文書ではなくなるか、又は廃棄されることから、本件請求対象文書について、文書不存在であるとして本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、平成29年7月及び11月打合せ議事要旨に記載された特定打合せに出席していた特定企業Aの担当者名（支店長である者のものを除く。）の同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、これらの情報は、特定企業Aの担当者の名前（支店長である者のものを除く。）であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

これを本件について見ると、前記アにおいて、同号本文に該当すると判断した特定企業Aの担当者の名前（支店長である者のものを除く。）は、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 本件対象文書の特定について

ア 本件根拠文書

(ア) 本件根拠文書として想定される文書

審査請求人は、本件請求において、本件特定打合せに実施機関が出席した根拠となる文書の公開を求めているが、一般に、実施機関にあって、その所掌事務にかかわる当事者が集まる会議に出席する根拠となり得る文書としては、実施機関がその所掌事務の一環として会議体の構成員となっていることを示す文書（以下「会議体構成員根拠文書」という。）及び会議の開催の都度作成される出席に係る文書（以下「会議出席関係文書」という。）が考えられるため、以下、かかる観点から、本件根拠文書の存否について検討を行うこととする。

a 会議体構成員根拠文書

(a) 総論

当審査会が確認したところ、実施機関がその所掌事務の一環として会議体の構成員となっていることを示す文書は、次の3つの類型、すなわち、①法令、要綱等（以下「要綱等」という。）により、実施機関が当該要綱等に規定される会議体の恒常的構成員として定め

られた場合（以下「第1類型」という。）における当該要綱等、②関係機関との合意に基づき、自身を恒常的構成員として位置付けた会議体が設けられた場合（以下「第2類型」という。）における当該合意に係る文書、③その所掌事務との関係で、関係機関から、ある会議体の一時的な出席者となることを求められた場合（以下「第3類型」という。）における当該依頼に係る文書に大別されると解される。そして、会議体の設置の端緒が第1類型による場合、通常、当該要綱等のみが、会議体構成員根拠文書となるものであるが、第2類型又は第3類型に則って設置された場合にあっては、設置された会議の重要性や継続性に応じ、改めて当該会議体の設置に係る要綱が定められることがあると認められるため、合意に係る文書又は一時的に出席を求められた文書に加え、当該要綱が、会議体構成員根拠文書となると解される。

(b) 第3号議案

そこで、本件についてこれを見ると、実施機関が本件特定打合せに出席したのは、実施機関が説明するとおり、特定総会において審議された「実施機関が特定2市において実施する特定検討業務に協力する」旨を定める第3号議案が、同総会において承認されたためであり、かかる議案の承認を契機として本件特定打合せに出席することとなったものと認められ、前記第2類型に則った形で、本件特定打合せに出席するに至ったものと解される。

もっとも、第2類型に則って会議へ出席することとなった場合には、前記のとおり、当該会議の重要性、継続性等に応じ、当該会議体が、要綱に位置付けられることも想定されるものの、当審査会が確認したところ、本件特定打合せに、そのような事情を認めることはできない。

したがって、本件にあっては、本件特定打合せに出席する根拠となった第3号議案に係る文書が本件根拠文書に該当するものと認められる。

(c) 次第及びその他総会資料

この点について、実施機関は、第3号議案とともに次第を本件根拠文書として特定しているが、その他総会資料については、本件特定打合せに出席する根拠とは関係のない内容であるとして、特定していないため、以下、これらの文書が本件根拠文書に該当するか検討する。

a' 条例第4条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定しており、公開請求の対象となるのは「情報」ではなく「行政文書」であることを明らかにしている。これは、公開請求の対象をその情報が記録されている部分のみではなく、当該行政文書全体すなわち行政文書単位とすることを定めたものであると解される。また、複数の文書が存在する場合に、それらの文書が一つの行政文書であるか否かを判断するに当たっては、当該文書の記載内容、性質、作成及び保管状況等の事情を総合的に考慮すべきと考えられる。

b' これを本件について見ると、その他総会資料は、特定総会の議事録に関する文書、同総会の会議資料である同総会の出席者名簿及び座席表、同総会における提出議題（第3号議案を除く。）並びに特定協議会の傍聴要領、委員名簿及び会則から成り、これらの文書をそれぞれ単体の文書として捉えれば、それぞれの文書の内容に本件特定打合せに出席する根拠となるような内容は記載されていないため、本件根拠文書には該当しないものと解される。しかしながら、当審査会が確認したところ、これらの文書は、特定総会の会議資料を構成する文書として、次第及び第3号議案とともに、一体的に扱われていたものと認められる。また、次第及び第3号議案を含むこれらの文書は、同一のフォルダ内において、重ねられて保管されていたことも認められる。したがって、これらの事情を考慮すると、次第及び第3号議案並びにその他総会資料は、全体として一つの行政文書であると評価するのが相当であると解される。

よって、次第及びその他総会資料は、第3号議案と一体の行政文書と解されることから、本件根拠文書に該当すると判断する。

(d) 小括

以上から、本件根拠文書として特定されるべき文書のうち、会議体構成員根拠文書としては、次第、第3号議案及びその他総会資料がこれに当たると解されることから、実施機関が、本件根拠文書として、次第及び第3号議案を特定したことは妥当であるが、これらと一体の文書と認められるその他総会資料については、特定の上、改めて諾否決定すべきである。また、本件特定打合せに出席するに至った経緯にかんがみれば、これらの文書以外に本件根拠文書に該当するものが存在するとは認められないため、その余の文書を特定しなかったことについては、特段不合理な点はないと判断する。

b 会議出席関係文書

(a) 総論

会議体構成員根拠文書は、実施機関が会議体の構成員となっていることを示すものである一方、会議出席関係文書は、会議の開催の度に当該会議への出席を依頼する文書であって、会議体構成員根拠文書の存否にかかわらず、会議出席関係文書が存在する可能性がある。

もっとも、当審査会が確認したところ、実施機関にあっては、意思決定を伴わない担当者同士の打合せ、助言等を受けるのみの打合せ、挨拶等については、事前に打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成せず、当該打合せに出席することについて伺いを立てないこともあるため、会議出席関係文書が存在しない場合もあると認められる。

(b) 本件へのあてはめ

以上を前提に本件を見ると、第3号議案に照らせば、本件特定打合せの主体は特定2市であると認められるところ、特定2市から発出された本件特定打合せに係る開催通知、出席依頼といった類の文書を、実施機関が取得したという事実は認められず、また、実施

機関は、同議案の内容から、助言者としての立場で出席していると認められることから、本件特定打合せへの出席に当たり、起案文書等を作成しなかったとする実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

(c) 小括

よって、本件にあつては、本件根拠文書として特定されるべき文書のうち、会議出席関係文書については、不存在であると判断する。

(イ) 審査請求人が本件根拠文書として特定すべきとする文書

なお、審査請求人は、前記3(1)イ及びウのとおり、本件要請文書及び本件確認書を本件根拠文書として特定すべき旨主張するが、前記(ア)のとおり、本件根拠文書に該当するのは、次第、第3号議案及びその他総会資料であつて、その余の文書を特定しなかったことについて、特段不合理な点はなく、審査請求人のかかる主張は同人の主観に基づく見解に過ぎず、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 本件打合せ記録

(ア) 本件特定打合せの議事要旨

当審査会が確認したところ、本件打合せ記録として実施機関が特定した本件特定打合せの議事要旨には、本件特定打合せにおける議事の概要が記載されていると認められるため、実施機関が、これらの文書を本件打合せ記録として特定したことは妥当である。

(イ) 本件特定打合せの資料

当審査会が確認したところ、本件特定打合せには、それぞれ資料が存在し、実施機関は、本件請求時にあつて、これらの文書を管理していながら、本件打合せ記録として特定していなかったことが認められるため、これらの文書が本件打合せ記録に該当するか否か、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、本件特定打合せの資料は、打合せのために作成された資料であつて、打合せの結果が記録されたものではないものの、議事要旨の内容が簡素なものであることに照らせば、議事要旨は、資料の存在を前提として作成されたものであると解される。また、資料は、議事要旨と物理的には結合されていないものの、同一のフォルダ内

で保管されていたことが認められる。したがって、これらの事情を考慮すると、本件特定打合せの議事要旨及び資料は、全体として一つの行政文書であると評価するのが相当であると解される。

よって、本件特定打合せの資料は、議事要旨と一体の行政文書と解されることから、本件打合せ記録に該当すると判断する。

(3) その他

ア 審査請求人は、前記3(2)アのとおり、特定協議会が特定検討業務に協力する旨の記載がある文書を公開すべき旨主張するが、外形上も、これらの文書が本件請求の趣旨に合致するものとは認められない。このような主張は、本件処分の取消しを求める審査請求において、審査請求書及び反論書で新たな行政文書の公開請求を行っているに等しいことから、本件処分を取り消す審査請求の理由となるものではないことは明らかである。

イ 審査請求人は、前記3(2)イ及びウのとおり、実施機関の事務事業について独自の主張や疑問を呈しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 4 月 17 日	○ 諮問
11 月 28 日 (第 190 回部会)	○ 審議
12 月 6 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 13 日	○ 条例第 19 条第 3 項の規定に基づき審査請求人に対して意見書の提出を依頼
12 月 20 日	○ 条例第 19 条第 3 項が規定する依頼に基づき審査請求人から提出された意見書を収受
12 月 20 日 (第 191 回部会)	○ 審議
平成 31 年 4 月 19 日 (第 195 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年5月15日現在) (五十音順)